国際予備審査機関 ＵＳ	米国特許商標庁 （ＵＳＰＴＯ）			附属書 Ｅ ＵＳ
次の受理官庁について管轄する国際予備審査機関[1]	ＢＨ，ＢＲ，ＣＬ，ＤＯ，ＥＧ，ＧＥ，ＩＬ，ＩＮ，ＪＯ，ＫＮ，ＭＸ，ＮＺ，ＯＭ，ＰＡ，ＰＥ，ＰＨ，ＱＡ，ＳＡ，ＴＨ，ＴＴ，ＵＳ，ＺＡ			
国際予備審査機関に支払う手数料：				
予備審査手数料（ＰＣＴ規則58)[2,3,4,5,6]			*小企業*	*極小企業*
	米国・ドル（USD）	705　880[7]	282　352[7]	141　176[7]
追加の予備審査手数料（ＰＣＴ規則68.3)[8]	USD	705	*小企業* 282	*極小企業* 141
取扱手数料（ＰＣＴ規則57.1)[9]	USD	241		
国際予備審査報告に列記された文献の写しのための手数料（ＰＣＴ規則71.2）	な　し：出願人は，国際予備審査報告とともに，国際調査報告に列記されていなかった各追加文献（米国特許文献又は公開された国際出願を除く）の写し１通を受け取る[10]			
国際出願の一件書類中の文書の写しのための手数料（ＰＣＴ規則94.2）	米国特許文献　　１通につき　USD　3 米国特許以外の文献　１通につき　USD　27 その他の書類提供手数料については 37 CFR 1.19　参照			

［次頁に続く］

1　ＵＳＰＴＯは，国際調査を同官庁が行う（又は行った）場合に限り，国際予備審査機関として行動することができる。ただしＵＳＰＴＯは，少なくとも出願人の１人が米国の居住者又は国民であり，選択された国際調査機関が米国の居住者又は国民について管轄している場合には，ＵＳＰＴＯ又は受理官庁としてのＷＩＰＯ国際事務局に行われた国際出願についても，国際予備審査機関として行動することができる。

2　この手数料は，国際予備審査機関に支払う。

3　この手数料は定期的に改訂される。適用額については国際予備審査機関に問い合わせるか，又は現行のＵＳＰＴＯ手数料表参照。
https://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/uspto-fee-schedule

4　小企業の詳細については次のウェブサイトを参照。
https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s509.html#d0e30961

5　極小企業の詳細については次のウェブサイトを参照。
https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s509.html#ch500_d1ff69_210b3_1ca

6　総合特許規則については次のウェブサイトを参照。
https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_rules.pdf

7　この額は，国際調査がＵＳＰＴＯにより行われなかった場合に支払う

8　この手数料は，特別の事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。

9　この手数料は，国際予備審査機関に支払う。この手数料は，一定の条件が適用される場合に90％減額される（附属書Ｃ（ＩＢ）参照)。

10　2007年7月3日以降，ＵＳＰＴＯは国際出願における調査報告書，書面による見解又は国際予備審査報告書に引用された米国特許及び米国特許出願公開公報の紙形式による写しを郵送しない。2013年10月29日以降，ＵＳＰＴＯは国際出願に引用された公開された国際出願の紙形式による写しについても郵送しない。もっとも，ＵＳＰＴＯのインターネットウェブサイト（https://www.uspto.gov/patents/search）で電子形式の写しを閲覧することができる。これは無料で印刷することもできる。更に写しは，上述した手数料を支払い，オンライン（https://certifiedcopycenter.uspto.gov/index.html）で購入又はＵＳＰＴＯ公式記録局（(1-800) 972 63 82若しくは(571) 272 31 50）から入手することもできる。

ＵＳ	米国特許商標庁 （ＵＳＰＴＯ）　（続き）	ＵＳ

異議申立手数料（ＰＣＴ規則68.3(e)）	な　し
遅延提出手数料[11,12,13] （ＰＣＴ規則13の3.2）	*小企業*　*極小企業* USD　345　138　69
国際予備審査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す ＰＣＴ規則58.3に規定する場合であって，国際予備審査の請求がされなかったものとみなされた場合（ＰＣＴ規則54.4，58の2.1(b)又は60.1(c)）：100％払戻し 国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下げられた場合：支払額から送付手数料に相当する処理手数料を差し引いた額の払戻し（附属書Ｃ（ＵＳ）参照）
国際予備審査のために受理する言語	英語
審査をしないこととしている対象	ＰＣＴ規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし，米国の特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。
国際予備審査機関として行動する当局の管轄権に何らかの制限があるのか？	この官庁は，国際調査を同官庁が行う（又は行った）場合に限り管轄する。
委任状の提出要件の放棄	
国際予備審査機関は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄している[14]
別個の委任状が要求される特別の状況	代理人と称する者が出願人を代理して行為をする権能を有しているか明らかでない時，及びＰＣＴ規則92の2に基づく一定の変更があった時
国際予備審査機関は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄している[14]
包括委任状の写しが要求される特別の状況	代理人と称する者が出願人を代理して行為をする権能を有しているか明らかでない時，及びＰＣＴ規則92の2に基づく一定の変更があった時

11 脚注４を参照。

12 脚注５を参照。

13 脚注６を参照。

14 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（ＰＣＴ規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（ＰＣＴ規則90.4(e)及び90.5(d)）。